

文化審議会第20期文化政策部会（第2回）

令和4年8月22日

【松田委員】 ……私の専門は文化財や文化遺産保護の社会思想並びに制度でございます。我々はこの先5年間の計画を策定する、すなわち5年間で達成する目標を定め、指標も設定することになります。この時、5年後にどういう状況になっているのかだけではなく、20年、30年後の日本の文化芸術をどうしたいのかという長期的なビジョンを描くことが大切だと考えます。

第1期の計画策定にも関わらせていただいたんですが、今回はそのときよりも文化庁さんがさらに本気だと感じております。この文化政策部会の委員の数を見ても随分拡充されておりますし、ヒアリングの数も前回よりもかなり増えていて、これは本気だなとひしひしと感じますので、我々も応えねばならない、そのように感じております。どうぞこの先もよろしく願いいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。部会長代理のほうもよろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。

本日の文化政策部会は、冒頭事務局より文化審議会に属する部会や分科会等における議論の様子を御説明いただきます。これは、本部会における議論の目的を明確化するとともに、第2期文化芸術推進基本計画の策定に当たって、広く他部会、分科会等の議論を把握して、今後の審議に役立てることを目的としております。その後、今回から3回にわたりまして、今日と明日とまた9月に日を改めまして文化芸術関係者からのヒアリングを実施いたします。

それではまず、事務局より文化審議会の他部会、分科会等における審議の状況について、御紹介、御説明をお願いいたします。

【事務局】 部会長ありがとうございます。先立ちまして、落合委員がお入りになられようです。落合委員、いらっしゃいますでしょうか。入室のほうは確認できましたので、落合委員、よろしく願いいたします。

【落合委員】 こんにちは。どうも落合です。

【事務局】 よろしく願いいたします。

【落合委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 これで委員の皆様はそろっていらっしゃいます。

失礼いたしました。事務局でございます。それでは、部会長から御紹介をいただきましたように、文化審議会の他部会、他委員会における議論——一部、文化審議会とは別に文化庁のほうで進めております有識者会議も含まれますけれども、文化審議会のほかの部会、ほかの委員会でどんな議論が行われているかを整理したいと思います。

これは、今回の文化政策部会の議論を深めるために文化審議会全体でどのような議論が行われているかを把握することで、特にこの部会においてコアな部分として審議いただく内容を改めて確認をしたいと思ひます。

前回、皆様に自己紹介及び2期計画に向けての議論ということで、御所見を賜ったわけです。この後、3回ヒアリングが続きますので、実質的に委員の皆様には議論いただくのは第5回以降ということになりますけれども、その第5回以降の議論を充実したものにするために、こうした機会を事前に設けさせていただいたところです。

資料1を御覧いただきたいと思ひます。

資料1の1ページ目に文化審議会の全体像が記載されておりまして、このようにたくさんの部会、そして分科会、そしてその分科会、部会の下にワーキンググループや小委員会、調査会が設置をされています。この中で文化審議会総会の上に文化政策部会ということで本部会が位置づけられておりまして、今年度文化芸術推進基本計画の第2期について議論をすることになっています。

この文化政策部会は、2期計画の議論ということで、当然ありとあらゆる文化芸術興施策に関する議論が可能であるわけですがけれども、その中で特に5年間、そしてその先ですね、中長期的に文化芸術の振興を進めていく上で特に重要な大所高所の議論が文化政策部会の主な焦点になってくるだろうと思ひます。

例えば、我が国としてどういった文化政策の振興を目指すのか、文化によってどのような国をつくっていききたいのかという議論でありましたり、それぞれの分野が全体との関わりの中で、例えば文化財の分野、舞台技術の分野、食文化の分野、文化観光の分野、様々な分野に分けることができるわけですがけれども、我が国が目指すべき文化芸術の施策、そしてこの国自体をどういう形で文化によってつくっていききたいのかを実現するために各分野がどのような役割を果たすべきであるのか、そういった大所高所のグランドデザインを議論することと、そのために各分野がどのような役割を果たすのか、こういったことが文化政策部

会の主な焦点になってくるだろうと考えております。その前提として、細かい施策や制度の在り方といったことを下の部会、分科会で議論をしていて、そういった内容について、事前に把握するというところで、下の博物館部会、文化経済部会、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会について、現状の議論を御説明させていただきたいと思っております。

まず、博物館部会です。2ページを御覧いただければと存じます。博物館部会におきましては、昨年12月に文化審議会の答申として博物館制度の今後の在り方について取りまとめに向けた御審議をいただきまして、この答申に基づきまして、本年4月、博物館法制定以来、約70年ぶりだったわけですが、大幅な法改正が行われました。改正法におきましては、博物館に求められる役割が多様化・高度化する中で、法律の目的におきまして博物館は文化芸術基本法の本質に基づくことを追加したほか、デジタルアーカイブ化を博物館の事業に位置づける、博物館の登録要件の見直しなどを行ったわけです。

平成30年の文化庁の機能強化の際に、博物館は実は文部科学省の生涯学習の部署で所管をしていたものを文化庁へ平成30年に移管しておりました、そうした経緯もあって、博物館が文化芸術基本法の本質に基づくという規定はありませんでした。こういった点もありまして、博物館法の改正というのは急務であったわけです。今後、博物館における資料のデジタルアーカイブ化や博物館業務のデジタル化について、その考え方、具体的な進め方を各博物館に示すことが必要だということで、年内を目標に検討が進められる予定となっております。

3ページ御覧いただきますと、博物館DXに関する有識者検討会ということでございまして、博物館法の改正を受けまして、博物館のDXに関して有識者で議論を進めています。博物館部会については、こういった審議を今進めています。

4ページ目を御覧いただきたいと思います。続きまして、文化経済部会に関する議論です。文化経済部会は、令和2年度に設置された新しい部会ですが、本年3月に文化芸術の自律的・持続的な発展に向けた芸術家等の活動基盤の強化や文化芸術活動の価値向上、自律的な経営の推進、グローバル展開、市場の活性化等、こういったものによりまして継続的に文化芸術活動を進めるための資金が投入され、活動を一層の促進する、こういった文化と経済の好循環を構築するための基本的な考え方、具体的にはアクションプランについての報告がまとめられまして、その報告に沿った取組が進められています。この4ページが1つの議論の結果といえますか報告書でございまして、こういった報告に基づいて取組が進められています。

前回、第1回の文化政策部会におきまして、各委員の皆様方からアーツカウンシルについて多くの御意見を頂戴したところで、このアーツカウンシルの議論ということで、6ページ目まで飛んでいただきますけれども、本年7月に文化経済部会開催された際に、文化芸術カウンシル機能の検討ということで、文化経済部会の下にワーキンググループを設置することとされています。今後、文化芸術組織の自律性向上を目指した支援方法について議論が進んでいくことになっております。文化政策部会の議論とも連携をすることが重要だと考えておりますので、このワーキンググループの設置についても御紹介させていただきました。

すみません、1ページ戻るんですけども、5ページ目に関連する内容としまして、文化芸術分野における適正な契約関係の構築について、これは文化審議会とは別の有識者会議ですけれども、有識者会議を設置いたしまして、ガイドラインの案といいますか、検討のまとめが取りまとめられたところで、

文化芸術分野においては契約に基づかない労働などが慣行として根強く存在していたわけですけれども、コロナ禍にあつて、労働環境が非常に脆弱であるといったことが明るみに出てきた経緯がございます。文化芸術関係者にとって、こういった分野の適正な契約関係の構築に向けた動きを国として示していくことが重要であるということで、この取りまとめを踏まえた適正な契約関係構築に向けた実行性確保の取組を進めています。

文化経済関係の議論を御紹介させていただきました。

7ページです。国語分科会と著作権分科会でございます。慣例的に文化政策部会というこの部会において、日本語教育の施策であったり著作権に関する施策の議論はあまりいたしませんけれども、現状の議論を御紹介させていただきます。

国語分科会については、国語の振興、国語分野と日本語教育の分野、この2つに分けて議論を進めておりますので、分けて御紹介をいたします。

国語の分野につきましては、国語課題小委員会がございまして、今後5年から10年ほどの間に検討すべき国語に関するコミュニケーション上の課題の整理や、例えばローマ字のつづり方といった点について早期に整理するための審議を行っているところです。

日本語教育の分野ですと、日本語教育小委員会におきまして、日本語学習、日本語の教授法、評価のための枠組み、こういったものの「日本語教育の参照枠」というのを令和3年10月に取りまとめまして、現在、活用に向けた手引の検討、地域における日本語教育の在り方について議論を行っているところです。

あわせて、こちらは資料を御覧いただきたいと思うんですけども、12ページです。

日本語教師の新たな資格制度や日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度の創設ということで、こちら12ページの有識者会議は文化庁の文化審議会の下ではなく有識者会議として行っていますけれども、海外の方が日本にいらっしゃる、そういった方々が日本語を学ぶと。そのための適切な資格として日本語教師の在り方を考えていこうですか、そういった方々が学ぶ日本語教育機関には、しっかりした日本語が教授されるための水準の維持や向上が必要だという問題意識がございまして、日本語教師の新たな資格制度、日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度を創設しようという流れがございまして。

現在、具体的な仕組みの在り方について有識者会議で検討を行っておりまして、この報告を取りまとめた後に、認定基準等について改めて、文化審議会の国語分科会の下にある日本語教育小委員会におきまして専門的な議論を行うこととしています。

14ページを御覧いただきますと、こういった日本語教育機関の認定と認定された日本語教育機関の教員の資格ということで、今までは特に日本語教員は国家資格ではなかったわけですし、日本語教育機関についても文化庁の認定はなかったわけですし、コロナでちょっと減少しておりますけれども、海外から日本に流入される外国の方々にはいかに日本語をしっかりとお伝えをしていくかという課題意識を持って取り組んでいます。

16ページまでいっていただければと思います。著作権分科会です。著作権分科会につきましては、昨年7月に大臣よりデジタルトランスフォーメーション時代に対応した著作権制度・政策の在り方ということで、継続して御審議をいただいております。著作権者の権利の保護、そして適切な対価還元と利用の円滑化の両立といったことを基本としまして、先ほど博物館部会でもDXという言葉出てきましたけれども、DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化、それに伴う適切な対価還元、コンテンツの権利保護、適切な対価還元方策、こういったものを議論しています。

17ページにございまして、諮問の中で簡素で一元的な権利処理方策と対価還元、著作権制度・政策の普及啓発ということで、一定の方向性が昨年12月に取りまとめられたところですが、我が国のコンテンツの海外展開、国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方なども昨年度中に中間まとめが示されたということで、著作権分科会は非常に活発に議論をしているところでして、今年度も答申に向けた議論を引き続き行っていただくと。併せて、簡素で一元的な権利処理と対価還元について、法制的な課題などに関する詳細な議論を行った上で、関連法案を2023年、次期通常国会に提出することを目指しまして議論を進めていただいております。

最後18ページ、文化財分科会の議論です。文化財分科会においては、昨年8月、文部科学大臣からの審議要請を踏まえまして、文化財修理に必要な技術者や用具・原材料の確保と計画的な保存・修理を一体的に推進する5か年計画、「文化財の匠プロジェクト」という5か年計画ですけれども、こちらのさらなる対応策の検討を進めているところです。

具体的には、文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策、持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応について検討を進めておりまして、本年6月に中間整理を行いまして、年末をめどにした取りまとめを目指して議論を進めていただいているところです。

最後19ページですけれども、本年7月に、これからの埋蔵文化財保護の在り方についてという報告がなされております。高輪築堤という東京の品川の辺りに明治初期の非常に立派な電車の堤防といいますか、高輪の築堤というのがありまして、ちょっとうまく言えないんですけれども、高輪築堤の保存問題ということで、開発とそういった遺構の保存をどう両立していくかということが改めてクローズアップをされたところです。

この高輪築堤の保存問題を契機としまして、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な実施との両立を目指して御議論をいただきました。指定相当の埋蔵文化財のリスト化、技術革新、近世・近代の遺跡に係る基準の整理などが提言をされております。こういった指定相当の埋蔵文化財のリスト化について、年度内に一定の成果を実現できるよう検討がなされておりました。高輪築堤は明治の初期の150年ぐらい前の遺跡なわけですけれども、近世・近代の遺跡の取扱いの考え方については、年内に検討に着手することになっています。

以上のような5つの分科会・部会を御紹介させていただきましたが、制度や細かいこういった内容については各分科会が議論をしているということですので、改めて文化政策部会の議論としては、文化政策、文化芸術政策全体の5年間の大きなデザイン、向かっていくべき目標や、そのために取り得る戦略といった議論を文化政策部会では中心に進めていただければと思いますので、他分科会、他の部会、有識者会議の議論を御紹介させていただきました。

以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。何か御質問等がある方いらっしゃいましたら伺いますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

【河島部会長】 では、特にないということのようですので、早速、文化芸術関係者から

のヒアリングに入っていきたいと思います。

本日は、今から5団体の方々にヒアリングをしていきたいと思います。ヒアリング団体の方々、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

進め方について、事務局から一言御説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 団体の皆様には既に留意事項を共有させていただいておりますので、委員の皆様に向けまして、本日のヒアリングの留意事項を事務局から御説明したいと思います。

発表自体は5分から8分、まず団体の皆様に発表をいただきたいと思います。事務局のほうでタイムキープをさせていただいて、何度かベルを鳴らそうと考えております。5分から8分ということで、5分経過しましたら一度ベルを鳴らしたいと思います。8分経過しまして、「これで終わりですよ」という形になりますとベルを2回鳴らします。御説明は終えていただきます。8分を超えてくるとちょっと長くなってきますので、ベルを2回鳴らします。さらに1分経過しまして9分超えてきますと、「やめてください」ということでベルを3回鳴らさせていただきます。もうベル3回鳴らしますとかなりうるさくなってしまいますが、タイムキープをしっかりとするためということで御了承いただきたいと思います。

説明終了後、質疑応答に移ります。こちら最大で8分間といたしたいと思います。質疑応答につきましても1分前にベルを鳴らします。円滑な部会の進行に御協力を賜れば幸いです。

本日は5団体ですけれども、次回、明日の午前中は2時間で7団体にヒアリングを実施するという事です。事務局としてもタイムキープにしっかり努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様にも御協力を賜れば幸いです。よろしく願い申し上げます。

【河島部会長】 分かりました。それでは、厳しい時間管理をしつつヒアリング団体からいろいろお話を伺い、一度終わったところで私たちのほうで質疑、質問をしてお答えをいただくというスケジュールで進めてまいります。

それではまず、一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワークの伊藤様、福井様より御発表をお願いいたします。

【福井常任理事】 緊急事態舞台芸術ネットワーク常任理事を務めております福井と申します。本日はお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

説明資料が皆さんお手元に回っているということで、特に画面共有等は不要と考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。傍聴者、そしてリアルの出席者、皆様資料をお持ちです。必要に応じて画面共有等をしていただいても構いませんが、資料は皆様お持ちです。

【福井常任理事】 分かりました。私の手元が最新のものとは限りませんので、伊藤さん、必要に応じて、あるいは事務局のほうからも画面共有いただければというふうに思います。では、話し始めます。

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワークは、2年前の5月に設立されました。それまで日本のライブイベントは大変好調な活況を呈しておりましたし、日本文化の海外人気を支える一助にもなっていたように思いますけれども、コロナ禍によりほとんどのイベントが中止を余儀なくされる状況の中で、前年比実に80%減少という危機的な売上げの減少に見舞われます。翌年度もそれとかなり近い水準で推移をし、実を言うと今現在も続いています。

御存じのとおり、ライブイベントというものは、講演が中止になりますとそれまで投資した資金というものはほぼ全てが損失になりますので、大変な負債を短期間の間に日本の多くの舞台芸術団体が抱えることになりました。

そこで、我が国の主要な舞台芸術団体ほとんどが集ったと言っていい顔ぶれにより、現在は248団体が集まって横断的なネットワークを、恐らくは明治以来初めてというつながりで立ち上げたのがこの緊急事態舞台芸術ネットワークです。

活動としては、赤字で括弧内に書いてあるとおり、まずは苦境にあえぐ団体・個人への支援活動、それから情報があまりに拡散しておりましたので、情報の収集・共有、そして必要な政府への提言、時には怒号飛び交うような交渉も含めて、こうした活動に努めてきました。

現在は、例えば3つのセンターを立ち上げています。①として相談窓口を増設的に開いている。2番目として、J-LODなどの政府補助金に対する申請のサポートを行うセンターを立ち上げました。3つ目として、医療センターを先日立ち上げております。

それでは、提言の内容に移らせていただきます。

まずは、中長期的な文化芸術の振興方策ということで、1番目ですね、アーティストへの支援がもっと必要ではないかと。例えばフランスのアンテルミタンが有名ですがけれども、テンポラリーな仕事に従事する多くの舞台芸術、文化芸術関係者に対する失業保険、あるいは雇用関係にかかわらず職務中の災害をサポートできるような労災適用、こうした施策、あるいはその裏づけとなる契約慣行の普及、こうしたことが必要ではないかと思えます。(1)の①ですね。飛ばしながら御説明をさせていただきます。

③です。講演が必ずしも十全に行えるとは限らない状況下でのDX、配信による収益の選択

肢の拡大ということが舞台芸術にとっても重要です。こうした取組を大規模に業界を挙げで行っているところですが、政府による支援、推進策がまだまだ足りないように思います。ぜひ力強い支援をいただければと思います。

特に、昨年国際交流基金の支援により、日本の舞台芸術映像50本に6か国の字幕をつけてユーチューブで無料配信したところ、100か国以上から視聴を受けて、そして700万再生以上という、政府事業としては画期的な規模の反響がありました。こうした活動はまだまだ不足しておりますので、続けていきたいというふうに思います。

④、人材の育成です。著名なおり日本の国立大学には演劇学科、演劇学部というものがない、これが指摘されています。舞台芸術に関する専門学校、大学の学部、大学院レベルでの人材育成に対する支援をもっと十全にいただければというふうに思うところです。

(2) に移ります。文化と経済の好循環です。ここにおいては、②において舞台芸術映像のことを再掲させていただいております。その下③、国際的な舞台芸術祭の展開です。もちろん今も価値ある舞台芸術祭が行われておりますけれども、音楽における国際的なフェスの広がり、盛り上がり比べると、まだまだ発展途上と言わざるを得ません。立ち上がって自走できるまでの力強い支援をぜひいただければと思うところです。

(3) に移ります。文化芸術行政の効果的な推進ということで、②から参ります。先進国としてふさわしい文化予算の確保です。今年、文化庁と獨協大さんの共同での調査報告で、コロナ禍での各国の文化芸術支援の比較調査報告が発表されましたが、もちろん日本政府のコロナ禍での支援は大変ありがたいもので感謝しておりますけれども、文化産業を守るために諸外国が行った支援は、さらに充実した幅の広い、そして迅速なものだったということが報告されております。

それ以前に、日常的な文化予算の規模ですね。例えば、日本では国民1人当たりの文化予算額は、調査対象とした6か国の中では実質において最下位、韓国と比較すると1人当たりの文化予算は8分の1という、驚くべき規模にとどまっていることが報告されています。ぜひ大幅な増額を御検討いただけないかと思います。

最後に (3) の③です。その調査報告でも指摘されていましたが、日本では業界横断的な基礎データの定点調査というものがありません。各国ではそういうことが行われていることが多く、だから緊急時の支援も十全のものを効果的に行えましたが、日本ではそうしたデータが決定的に不足していたということが指摘されております。

デマンドサイドでの調査ばかりではなくて、サプライサイドの財務状況等も含めた、あるいは雇用状況等を含めた定点的な定量調査、これは今ネットワークでも3つの音楽系団体と共同で自費により開始をしたところですが、ぜひ政府の支援もいただければと思うところです。

そのほかにも様々ありますが、ぜひパブコメを御覧いただければと思います。駆け足になりましたが、御清聴大変ありがとうございました。伊藤さんから何か補足があればお願いいたします。

【伊藤事務局長】 緊急事態舞台芸術ネットワークの事務局長の伊藤です。今日はお時間ありがとうございます。

私からも1点だけ、(2)の文化と経済の好循環を創出するための方策の①について、少しだけ補足させていただきます。

この目的として、ロングラン化、並びに数か月規模での長期公演ということを書いているんですが、要は非営利セクターと営利セクターのシナジーをもたらすようなスキームづくりを考えてはどうかという提案です。当ネットワークは、公立文化施設から民間の事業者、民間の劇場等、幅広くネットワークしておりまして共同の事業が可能です。なので、これまでのように営利と非営利にすみ分けるのではなくて、お互いの特徴を生かしたスキームづくりが提案できないかと考えております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。こちらの問題意識である(1)、(2)、(3)に沿った形で御説明いただけて大変ありがたいです。

それでは、委員の皆さんのほうから質問等ありましたら、ぜひよろしくお願いいたします。どなたでも結構です。いかがでしょうか。

名越委員、どうぞ。

【名越委員】 ありがとうございます。福井先生にお尋ねしたいんですけども、非常に分かりやすい説明ありがとうございました。具体的に意義深い活動の数々だと感じました。1点教えていただきたいのが、今年の7月に医療センターを設けたという説明がありまして、これは既存の医療機関とのやり取りでのアドバイス、サポートだけでは不十分だという問題意識があるからだと思うんですが、その辺りをもうちょっと具体的にお話しいただけますでしょうか。

【福井常任理事】 ありがとうございます。これはまさにおっしゃるような問題意識でつ

くられたものですが、私以上に伊藤事務局長が大変尽力したセンターですので、伊藤のほうからお答えさせていただきます。

【伊藤事務局長】 ありがとうございます。現在、舞台芸術業界では、第7波にとっても苦しめられているんですけれども、1つの団体や劇場が特定の医療機関とやっているだけでは、お互いの情報の知見や業界の標準みたいなことがどうしても測れません。このカンパニーにこれは厳しい、このカンパニーはこれだけやれるみたいなことをなるべく標準化したという。これはガイドラインで一定のものは設けているんですけれども、より現場の医療の最新の知見と併せて、舞台芸術の特性に合ったアドバイスだったり助言を一定の精度でいただけるということで医療センターを立ち上げた次第です。

【福井常任理事】 その場でPCRを受けようと思っても、なかなかタイムリーに受けられるものではなく、また検査のためのセットも必ず十分確保されているとは限らないこともあって、日常的な契約を交わして医療法人さんに対応していただく体制を整えていただいた、そういうセンターになります。立ち上げまでに相当長い議論を要しました。

【河島部会長】 ありがとうございます。名越委員、よろしいですか。

【名越委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、ほかの方いかがでしょうか。私、画面がいま一つ見づらいので、事務局のほうでもしどなたか。

【事務局】 石田委員が挙手されていらっしゃいます。

【河島部会長】 では、石田委員、どうぞ。

【石田委員】 石田です。こんにちは。プレゼンテーションありがとうございます。今回の議論の中で、グローバル展開が非常に大きなテーマになっていると思います。先ほどDXによる収益力強化の一環として6か国語の字幕が付けられて、グローバル展開が実現され、700万回の再生があったということでした。数字の上では効果があったことがよく理解できましたが、例えばそれによって何か次のステップにつながるような、大きな潮流が生まれそうだとか、評価が高まってきたとか、そういった手応えというのはありましたか。一方で、ネットワークさんのほうで感じられているグローバル展開において大きな障壁となるものがあれば、それももう一步踏み込んだ形で教えていただければうれしいです。

以上です。

【福井常任理事】 ありがとうございます。最後の分が聞き取れませんでした。大きな部分で何になるものがあれば御教示をとおっしゃいましたでしょうか。

【石田委員】 障壁となるものが何かあれば具体的に教えていただきたいと思います。

【福井常任理事】 ありがとうございます。まず、700万再生は、現在のところは御存じのとおり、海外に日本のカンパニーが出かけていくということはまだまだ再開が難しい状況下にあります。また、海外からの観光客も、御存じのとおりで、やっと扉を開き始めたところではあります。

よって、具体的にこれで海外に招聘されて海外公演が実現する例が出てくるとすれば今後であろうと期待をしておりますが、それでも既に例えばシンガポール、あるいはポーランドにおける舞台芸術祭に対して映像での招聘を受けたカンパニーが生まれています。つまり、生身のカンパニーは行けない代わりに、映像でカンパニーを招聘していただきました。

それから、これはグローバルでなくて国内ですけれども、8Kで収録した舞台映像について放送をさせてもらえないかという引き合いが某国営放送その他からいただいています。こうしたことのそれぞれが大きなきっかけになっていくだろうと思います。

特に、先ほどの獨協大学との共同調査においては、各国政府が舞台映像の配信に非常に力を入れたんだけれども、そこでは無料配信を強調する形での支援が行われたというふうには指摘されています。つまり、まず見せないと劇場に来ようとか招聘しようという動きにつながる、だから、まずは無償で見せるんだということを強調するような支援が行われたというふうに記載されており、手応えとしても、ユーチューブ無料配信に対する各国語での反響のメッセージなどを見ながら感じているところです。これがまずはここまで感じた手応えです。

海外に出かけていく上での障壁については、障壁だらけと言うべきでしょうけれども、まずはノウハウが全く不足をしています。つまり先ほどの人材育成につながりますが、国際契約交渉ができる人材がそもそもいません。ファンドレイズについての知識もまだまだ現場では不足をしています。国際的なカンパニーが出かけていくためには、保険、物流、技術面、もちろんビザなど多くのノウハウが必要になりますけれども、こういうことについては、現場ではまだ十分な蓄積はおろか最低限の情報すら持っていないカンパニーが大部分ではないかと思えます。

これについては、教育ばかりではなくて、例えば国や自治体レベルでのサポートセンターのような組織が、それこそ必要な専門知識についてもサポートをしてあげる、補助金のような金銭ももちろんですけれども、こうしたことも必要ではないかと思う次第です。

以上です。

【石田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、小林委員が手を挙げられたと思うんですが、どうぞ。

【小林委員】 まだ大丈夫でしょうか。

【河島部会長】 はい、どうぞ。

【小林委員】 御発表ありがとうございました。大変興味深い内容だったのですが、基本的にコロナの前の段階で非常にこの分野は伸びていたけれども、人材の育成が追いついていなかったということだと思います。確かに、明治以来、国立大学で演劇学部を持たなかったという歴史はあるわけですが、大学でないと駄目なのかという問題です。人材育成は急務な部分があると私は思いますが、これから大学を設置する過程を待つ時間がむしろあるのか。これから5年の計画をつくっていくわけですが、その中で急務な人材というのはどういう部分になるのかをお聞きしたいです。

確かに、将来的に大学に演劇学部等ができて、高等教育で演劇をきちんとやるのがいいのかもしれませんが、実は長年できてこなかった歴史がありますよね。そこをもう1回戻ってやらなければいけないのか、むしろ今にふさわしい人材育成の在り方が考えられてもいい気がしますけれども、その辺りはどうなのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

【福井常任理事】 ありがとうございます。これも非常に的確な御指摘で、私は両方だと思うんですね。まずはオン・ザ・ジョブ——現に働いて苦労している、悩んでいる人々がいるわけですから、その人たちが学び直しができるような、また必要な情報や、先ほどサポートセンターと言いましたけど支援が受けられるようなものを整えていくということ、これは急務だろうと思います。

同時に、専門学校レベル、あるいは大学レベルでの学びというのは、非常に固まった知識を集中して身につけられる機関であるので、これを生かさないのはもったいないとも思います。そうしたときに、早急な国立大学での演劇学部創設に関しては私も既に諦めているところがありますけれども、今現在も私学、あるいは公立の大学にはそうした学部、学科がありますね。名前を挙げるまでもなく幾つもあります。その教育内容の見直しというのも行うべきではないかと思えます。

つまり、今私が現場に足りないといった知識を芸術系の学部が教えているかと言えば教えていません。契約のやり方などは、私が一部担当させていただいているところで少なからず教えさせていただいていますけれども、でもそんな授業持っていないという学部・学科まだ

まだ多いと思います。権利についての知識もしかりです。芸術系の学部を卒業して大抵フリーランスになるわけですけれども、確定申告のやり方も知らない、税金の基本も知らない、今だとインボイスって言葉も意味も分からない、そうした学生がほとんどです。つまり生存知識を教えていません。生存知識を教えずに社会に出せば生存できません。こんなふうには内容もまだまだ見直しできるのではないかと。そういうことも含めて、トータルに教育支援を考えていくことが大事ではないかと思う次第です。

【小林委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。そろそろ時間ですので、次に移りたいんですが、よろしいでしょうか。

【事務局】 落合さんが手を挙げてらっしゃいます。

【落合委員】 クイックな質問なんですけど、いいですか。

【河島部会長】 どうぞ。

【落合委員】 デジタル化というところで、ネットワークが早くなる必要があるのか、収録用の機能を劇場に用意する必要があるのか、収録スタッフや配信のための予算を構築する必要があるのかという3点のうちどれですか。

【福井常任理事】 非常に的確ですね。配信のためのネットワークが遅いという問題には、今のところ私たちはまだ直面していません。ただ、この後、今後、落合さんお得意のVR、メタバース、そういったところにライブイベントの大きな商機があると思いますけれども、そうなってくると回線が細いという話は出てくるのかもしれない。

今現在は、そもそも機材が劇場にないから、そのたびに8Kなどを借り出して、巨大なものを輸送します。つまりデジタルシアター化していない、それからもちろん資金もノウハウも足りないという、2番目と3番目は間違いなく現前の問題としてあると思います。

【落合委員】 分かりました。ありがとうございます。

【河島部会長】 大変貴重な御意見どうもありがとうございました。

それでは、次のプレゼン団体に入りたいと思います。一般社団法人アート東京来住様より御発表をよろしく願いいたします。

【来住代表理事】 こんにちは。皆様にはお時間いただきましてありがとうございます。私は一般社団法人アート東京というところに所属しております、アートのプロデュース、そして様々なイベントをやっています。

今回、皆様方にお話しをさせていただきたいのは、いろんなアート施策の中で、どういう

ふうにするか、どういうふうプレゼンテーションするか、そしてどういうふうプロモーションするか、ブランディングするかというところをこの2015年ぐらいからほぼ7年間ぐらい様々なことをやってきたので、その部分を皆様方にお知らせしたいと思います。

では、次のページを御覧になってください。

ちょっとノイジーなんですけど大丈夫ですか。大丈夫ですね。

もともと私はTBSにいて音楽のプロデューサーをしていました。その中で、様々なエンターテインメントと関わっていたんですけども、最後にTBSでやった仕事というのは、赤坂サカスというエンターテインメントを言語にしたエリアディベロップメントをして、次に入ったのがアート業界です。アート業界では2015年にアートフェア東京というフェアのプロデューサーをして、それ以降は様々なアートフェアをやっています。

今、たまたまノイジーなのは、京都にいるんですけども、2019年からはart KYOTOというイベントをしています。このart KYOTOをした理由というのはただ1つです。2019年って何の年だったかというふうに皆様方の記憶をたどっていただくと、このときというのは令和元年でした。令和元年に京都で何かしらの面白いイベントをやりたいということを思いまして、京都の二条城という場所を借りて、京都のギャラリー、京都の美術商が主人公になるようなイベントをつくるということで、このart KYOTOをつくりました。去年、2021年からはart stage OSAKAとして大阪でも同様なフェアを組み立てようということで、展開を考えました。

御存じのとおり、アートフェアというのは世界に約200ぐらい、様々なフェアがあります。その中でただ1つだけ共通しているのは、ラグジュアリー層に対してどういうふうに国の魅力とか観光の魅力を伝えるかで、それをやっています。

2025年、大阪では万博が開かれると。ことアジアに関して言ってみると、大体フェアをやっているのはIRを中心としたラグジュアリーホテルがプロデュースをしていることが多くて、大阪万博を経て次の展開、大きな開発を考えている中で、アートというワードを共通言語にしたフェアを試みて、去年は残念ながらCOVIDで中止しましたが、今年6月に第1回目をやりました。

東京でやったり、大阪でやったり、京都でやったり、様々なフェアをやっているのは、それぞれに全く意味が違うからと考えています。同じアートフェアですけども、東京でやるフェア、京都でやるフェア、大阪でやるフェアは違います。京都に関しては、先ほど申し上げたとおり、京都にいる美術商とかギャラリーの方を中心に置いて、相当にローカルズム

を考えています。東京に関しては、日本ローカルなのは間違いないんですけども、徐々に海外ギャラリーも入ってきているという状況で、こういう形で150軒のギャラリーが入って、売上げもようやく30億に乗るようになった。この30億に関しては、まだまだ大きな数字ではありません。御存じのとおり、世界のアートマーケット市場は7.5兆円と言われている。日本はたった2,500億円しかない。7兆円で2,500億円。7と0.25という数字が日本の現状です。

ところが、これはいろんな方に聞いているんですけども、1990年ぐらいのときの日本のアートマーケットははどうだったか。銀行の方とかとお話しをしていると、約2兆円あったそうです。そのとき世界はどのぐらいだったか質問すると3兆円だったと。1990年、日本は2兆円で世界が3兆円。ところが2021年になると、世界が7兆円になって日本は0.25兆円になってしまった。この原因を本当にいろいろ考えなくてはいけないということで、それぞれの地域において様々な展開でアートフェアをつくっている。

このアートフェアをやるときに一番重要なのは、買う人をお呼びするという事です。ここに後援大使館が95か国というふうに書いてございますし、後援機関も21機関と書いてあります。この機関の中には内閣府、外務省、経産省、そして文化庁入っておりますし、後援大使館は95か国で、アメリカ、中国を中心とするほとんどに国に御参加いただいている。

何でこういうふうな大使館をお誘いしているかというただ1つです。大使館のアンバサダーというのは、当然国を代表していますし、国を代表しているので各国の文化、そして産業を日本に持ってきますし、一方では日本の文化・産業を自国に持っていくことを考えている人たちです。当然、日本で様々な展開をなさっている方々ばかりなので、多くのラグジュアリー層のお友達をお持ちです。その方々にこのアートフェアに来ていただいて買っていただくところを目指しました。

それによって、次の折れ線グラフでいくと、もともと2015年ぐらいは約10億円ぐらいだったものが現状では30億円です。3倍にはなったものの、本来日本においてこの30億円というのは決して良い数字ではないと思います。こんな感じで、急激に赤折れ線が伸びていて、そういう部分に関しては、いかに作品を変えるということもすごい重要なんですけど、買う人を変えるというふうに、どっちかというマーケットのほうを意識しながらフェアをつくり上げていきました。

右側のほうにたまたま写っているのは、アンバサダーたちの集合写真です。先ほど申し上げたとおり、100か国ぐらい大使全員に集まってくれましたので、様々な展開が可能となりました。その展開が大きく広がったことによって、場所が京都であろうが、大阪である

うができるようになった。

今後、アートというのは、新しいアーティストがどんどん出てきますし、一方ではNFTアートという様々な展開が生まれている中で、どういうふうはその展開の中で富裕層を呼ぶか、実際にお金を落としてもらえるか。日本人は「これすごいよね」というふうに価値を褒めてくれるんですけども、それに対して「これ、5,000万です」と言った段階で「えっ」というふうに二の足を踏む。だから、今後私たちが考えていかななくてはいけないのは、日本にはきっちり価値があって、それをいかに価格というモードに転換するかというところを今後も、アートフェアは幾つかやっていますけれども、これを通じて人を集めると同時に売上げを伸ばしていくと。3年ぐらいの中で、このアースフェア東京の売上げというのが100億円ぐらいになったときに、きっと日本のアートマーケット市場が1兆円にまた戻るということを期待しています。

そのために克服すべき問題点はたくさんありますが、一番は、多くの方々、しかもお金を持っているラグジュアリーな方々に気に入っていただけるような空気感で、気に入っていただけるような作品というのが日本にはたくさんあると思いますので、それを集めることに邁進したいと思います。

御清聴ありがとうございました。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。委員皆様、御質問等がございましたらどうぞ。松田委員、どうぞ。

【松田委員】 松田です。よろしく申し上げます。アートフェアの振興のために、国、すなわち国家行政が何をできるかを考えているんですけども、とりわけ我々は今回、この先5年間の文化芸術の振興計画を考えております。今のお話のようにアートフェアをもっと盛り上げないといけないというときに、国にどういったことを期待されますか。国というのは、文化庁に限らず他の省庁を含めて考えていただいて良いということで、今のお話を踏まえてお伺いできれば幸いです。

【來住代表理事】 2つあります。1つは、今から5年前に100万円ニアのアート作品については減価償却の対象になっていて、法人に関しては買いやすくなりました。それに関して、私はこういうふうに告知しています。ただ、100万円以下の作品というのは若手アーティストに限られるので、アートマーケットを活性化するために、もう少し引き上げられないか。100万円以下というのは、聞いたところによると、議員立法であれば4倍ぐらいまで可能だというふうに聞いていますが、根本的に減価償却の対象が100万円以下であるのが正しいかと

うかという御議論をしていただきたいのが1点目です。

2点目は、海外からギャラリーがたくさん来るんですけれども、今というのは保税ではないので、一々そこで税金を払わなくてはいけなくて、そこにストレスを感じているギャラリーがすごくたくさんいます。私は今、アートフェア東京、大阪、あと京都に関しては保税特区申請を出しています。このフェアの中では保税特区申請が出ているんですけれども、そうではなくて、もう少し長期スパンで保税特区、保税区が成立するように、本当は街なのか、ストリートなのか、企画なのかというところを真剣に議論していただきたいなど。

そのために、実は大丸松坂屋というところと組んでアートフェアというものを各店舗でやっています。そうすることによって、海外ギャラリーが長期で日本に滞在するというところで、日本で売り切りさえすれば物事が変わっていくというので、今申し上げたとおり、海外からギャラリーの作品が入ってくる時の税制をどういうふうにするか。要は入りやすいような税制が必要で、入ってくれば当然日本のアート作品が外に出ます。これはインバウンドとアウトバウンドが＝であるということなんですけど、そうすると今の日本のアーティストというのは、まだ価格が安い。海外に持っていくとゼロが1つ増えるようなことはしょっちゅうありますので、今申し上げたとおり、保税、つまり海外からギャラリーが入ってきやすいような、海外の作品がもっと日本に来て、日本から今度は海外に出ていくような施策について御協議いただければと思います。長くてごめんなさい。

【松田委員】 ありがとうございます。やっぱり税制ですね。承知しました。

【來住代表理事】 ありがとうございます。

【河島部会長】 では、次に落合委員、どうぞ。

【落合委員】 こんにちは。先ほどの100万以下は少な過ぎるというのは確かに思います。私、メディアアート作家で、今でも大丸で四、五百万で自分の新作で売っていると確かに高いなと思いますが。それは余談で、先ほど節税、租税回避の話が多分あったと思いますが、もう1つ気になってることが、バーゼルなどのアートマーケットというのは内需と外需のバランス、それはどういう意味かと言うと、やって来る外国人が払うお金と内側に住んでる人が払うお金について私は詳しくなくて分からないんですけれども、日本国内の場合は、お買上げになる方々というのは日本国の方々が多いですか。それとも、諸外国から来日されて買っていく方々が多いのでしょうか。また、諸外国の場合を御存じでしたらお教えいただけるとうれしいです。

【來住代表理事】 COVID前は30%が中国の方でした。

【落合委員】 なるほど。

【來住代表理事】 COVIDで当然のごとく、ほとんどゼロに近づいてしまったと。なので、COVID明けになるだろう来年2023なのか、2024になったときには、間違いなくですね……。今2023に関しては海外ギャラリーのオファーがすごく多くて、その展開の中では、間違いなく海外の富裕層も来ると。実は、アートフェア東京2018ぐらいのときは、プライベートジェットが2機ぐらい来てました。なので、今の落合さんの御質問に関して言ったら、3割ぐらいが＝
＝。それを本来は4割ぐらいまで上げなくては内需と外需のバランスは美しくないと思います。

この間、落合さんの作品をArt stage OSAKAで売らせていただきましたが、コレクターが一番先に御覧になっていました。

【落合委員】 もう1点お伺いしたいことがあって……。

【來住代表理事】 どうぞ。

【落合委員】 例えばアートバーゼル香港とかでしたら、ほとんどの人が海外から買いに行ってる気がします。

【來住代表理事】 おっしゃるとおるです。

【落合委員】 正常な割合というのが3・7だと私は国内の需要が多過ぎるように思っていて、本当は5・5なり6・4にするべきだと思ってるんですけど、そのところはどうお考えですか。

【來住代表理事】 3・7って、5・5というのは＝
＝ですよ。

【落合委員】 国内と海外需要の比率です。

【來住代表理事】 私が4・6って言ってるのは、4が海外で6が日本という意味です。

【落合委員】 なるほど。

【來住代表理事】 そう。それ以上に海外の比率を上げるのは、さっき言った税制だとかそういう部分を改革しないと無理だと思います。私は現状で言ったら、国内需要が60%、海外需要40%をまず目指します。その中でいろんな施策をまた研究、また皆様方と議論したいと思います。

【落合委員】 なるほど。あともう1点だけいいですか。一方で、先ほどの減価償却100万以下って、若手作家の支援には私は結構いい額だなと思っています。つまり、最初の作品が100万円行かないような若手作家の場合は、ちょうどよくここで買ってくれる方が現れるというのはいいことだと思いますが、そのバランスが悪いなと私は思っていて、＝
＝

ございましたらお教えいただければ。

【來住代表理事】 落合さん、バランスが悪いって、どこら辺がバランスが悪いとお感じですか。

【落合委員】 若手作家の100万円だったら買うけど、例えば草間さんとか誰でもいいんですけれども、300万、400万を超えるようなものを個人が買おうとしたときに減価償却にならないというのが私はバランスが悪いと思っています。

【來住代表理事】 おっしゃるとおりですね。本来で言ったら、若手作家、これを数字で定義するとすごく難しいんですけれども、例えば何歳以下とか、大学卒業して何年だとか、そういうことも一時期考えたことがあるんですけど、今おっしゃるとおり若手作家だったら100万円がいいと思います。ただ、もっと言っちゃうと、そうじゃない中堅作家は、私としては例えば500万円ぐらいで売りたいわけですよ。売らないと、言い方は変ですけど、お金持ちにならないので、次の作品をどんどん創ろうというふうにならないので、その部分に関しては、作家ごとというか年代によって変えるということがテクニク的に正しいんだったらそれがいいんですけれども、難しいのであれば、若手作家も含めた形で減価償却の対象が350万から400万ぐらいになると、多分ムードが変わる。それをいかに手だてするかというのがとても大切であるような気がします。

【落合委員】 ありがとうございます。

【來住代表理事】 実は、100万円以下が減価償却の対象になったときに、アートフェア東京の会場で100均ショップをつくったんですよ。

【落合委員】 なるほど。

【來住代表理事】 100均ショップって何だかよく分からないけど、もともとテレビにいたので食いつきやすいワードをつくらうと。「100均ショップって何？」ということで取りあえず人を集める。そして100万円以下は減価償却の対象であるというところで買ってもらう。つまり入り口を別にするという要はトリッキーな手を使ったんだけど、本当はそういうことをしなくても、これはとてもいいことだと。減価償却の対象になるんだけど、節税効果もあるし、資産としての運用も可能で、アートがポートフォリオの一部入るというムードづくりというのも一方では大切かと思います。長くなってごめんなさい。

【落合委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。ほかに特になければ次に進みたいんですけれどもよろしいでしょうか。

【來住代表理事】 ありがとうございます。ノイジーな中ですみませんでした。

【河島部会長】 いえ、大丈夫です。ありがとうございました。

【落合委員】 ノイズは全くなくて、非常にクリアだったと思います。

【河島部会長】 失礼します。

【來住代表理事】 またお目にかかります。ありがとうございました。失礼します。

【河島部会長】 では、次に障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワークより御発表をお願いいたします。事務局の一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合久保様、又村様より発表をお願いいたします。

【久保会長】 ありがとうございます。障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局を担っております一般社団法人の全国手をつなぐ育成会連合会の会長をしております久保と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、このようなヒアリングの場を設けていただき誠にありがとうございます。

私たちは、障害者の文化芸術を推進しているわけですが、2008年にスイスのアール・ブリュット・コレクションで開催いたしました「JAPON」という展覧会を皮切りに、いろいろ世界各国で日本のアール・ブリュット展を開催させていただいた経緯がございます。その後、パフォーマンスによる舞台芸術講演なども併せて発信されるようになってまいりました。加えて、東京2020オリンピック・パラリンピックの文化プログラムとしても日本博というのが行われまして、私たちも全国津々浦々の風土や歴史の中で育まれた障害者の文化芸術を日本の美の1つとして国内外へ発信するための日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバルを行ってまいりました。

障害者が文化芸術を鑑賞するだけではなく、文化芸術活動へ主体的に参加するための配慮、合理的配慮と申し上げますけれども、を実際にやってきたということが日本博では注目されました。これら障害者の文化芸術の裾野を広げ、さらに障害者の持つ能力の評価、それから生きがい、社会参加などにつながる活動をさらに発展させていく必要があると考えております。

詳しくは事務局の又村のほうから説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

【又村常務理事兼事務局長】 それでは、事務局の又村のほうから画面の共有もさせていただきながらお話を申し上げます。

本日は、このようなヒアリングの場を設けていただきましてありがとうございます。私も一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会が事務局となり、障害のある人の文化芸術活

動を推進するためのネットワーク、私どもは障文芸ネットというふうに略しておりますが、正式名称はこちらにございますように障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワークという名称で活動しています。主な障害者団体、いわゆる身体障害、知的障害、精神障害の各分野の障害者団体、それから障害者の文化芸術活動に取り組んでいただいている支援者団体などで構成される団体です。

以下、ヒアリングの資料に基づきまして御説明申し上げます。既にお目通しいただいているかと思しますので、概要だけとさせていただきますけれども、まず現状の課題といえますか、実態としまして、障害者の文化芸術を鑑賞する機会を拡大するつもりもないところが公立のいわゆる文化施設とかにも多かったり、あるいは障害のある人の文化芸術活動をどう捉えたらよいのかについても、十分にノウハウといえますか、視座といえますか、そういったものがまだ十分に届いていないという状況があると認識しております。

公立の文化施設を見ても、障害者を対象とした自主事業については85%以上の公立の文化施設が特に何もしていないということで、なぜしていないかという、どういうことをしているのか分からない、人材がない、位置づけ・方針・指針などが無いといったようなことが理由として挙げられています。私ども障文芸ネットとしましては、文化芸術活動全般において、障害者の文化・芸術活動の捉え方、あるいはその推進のための事業の実施の仕方、これらがまだ十分には届いていないことが大きな課題ではないかと考えています。

それを踏まえまして、ぜひお願いを申し上げたい点が幾つかございます。

1つ目は、障害者施策につきましては基本的に厚生労働省が所管となるわけですが、文化芸術活動は、言うまでもなく文化庁をはじめとする文部科学省などの文化関係の省庁が所管すると。ぜひこの連携強化を図っていただきたいと考えております。

具体的には、文化芸術分野における障害者理解を深めるであるとか、文化芸術施設側が障害福祉分野の実情や課題を把握するといったような点においての連携を期待します。また、地方自治体においては、全くもって計画も策定されておられませんし予算もない状況ですので、ぜひ地方公共団体のフォローと財政上の措置について御検討いただければと考えております。

2目目がいわゆるパートナーシップの構築です。私ども障文芸ネットも1つのプラットフォームと考えておりますけれども、ぜひ文化庁、厚生労働省が主体となって、より広い、障害者団体のみならず市民団体を数多く含めたプラットフォームの構築を推進いただければと考えております。

3点目が障害のある人自身が創造活動に参画するという視点です。もちろん鑑賞機会の確保も重要なんですけども、今年度から私ども全国手をつなぐ育成会連合会が事務局となりまして日本博プロジェクトを立ち上げております。このコンセプトは、障害のある人が文化芸術活動を共同創造するということで、こういった視点もぜひ持っていただければと考えております。

4点目は、地域における障害者の文化芸術活動の展開です。1つには、公的な場所、私的な場所も含めた地域における拠点機能の充実、もう1点は、障害者団体をはじめとして障害のある人のアール・ブリュットと最近呼ばれているような文化芸術活動をそれぞれの地域で展開する際の財政支援を含めた助成、支援、こういったものについての展開を期待しております。

5点目はいわゆる合理的配慮です。障害者差別解消法という法律は御案内のとおりですが、令和6年中には民間を含めた合理的配慮の義務化が施行されます。この中には文化芸術施設も含まれますので、法改正の趣旨を改めて徹底していただければと考えております。車椅子対応もあるでしょうし、情報保障もあるでしょうし、知的発達障害に対する特性理解などもあるかと思いますが、こういった合理的配慮の推進を期待するものです。

6点目は学校教育です。学校教育において、いわゆる共生社会を実現するための人格形成期における教育の中に、障害のある人を含めた文化芸術、あるいは障害のある人も文化芸術に触れる、こういった機会をぜひ設けていただければと考えております。

最後は日本博のお話です。これにつきましては皆様が御専門かと思いますので割愛いたしますが、いわゆる日本博の中で障害のある人の文化芸術をより広く全世界に広める、あるいは、先ほど申し上げた合理的配慮が十分に適用された文化芸術を鑑賞する場のいわゆるモデル的な提示、こういったものが展開されることを期待しております。

雑駁ですが、私どもからは以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。多岐にわたる論点もカバーしていただきましてよく分かりました。皆様からの質疑応答に移りたいと思います。委員の方々いかがでしょうか。

湯浅委員、どうぞ。

【湯浅委員】 御説明ありがとうございます。具体的に現在の文化芸術団体がどのような対応をしているのか、できていないのかというところも数字を挙げて御説明いただいて大変参考になりました。

御発表の中で、障害のある方の鑑賞と創造と体験をする機会を拡大していくことを目指して、それにおいて、例えば省庁間の連携とか、多様な人が連携するプラットフォームづくりが必要という御提案だと思います。私もそれにとっても賛同いたしますけれども、障害のある方の芸術参加といったときに、鑑賞・創造・体験だけではなくて、文化芸術分野で働く人材、いわゆる雇用の問題とか人材育成という観点で見たときに、雇用においても障害のある人を含め多様な人が働いていることを目指すという視点も大事なのではないかと思います。障害のある方の芸術参加のときに、いわゆる文化セクターの雇用について言及することについてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

【又村常務理事兼事務局長】 ありがとうございます。ただいま御指摘をいただきましたポイントにつきましては、前提条件としてのお話があったので省略している部分がございますが、御案内のとおり障害者雇用促進法という法律がございます、これにつきましては一定人数以上の雇用をしている企業等で障害者の雇用義務が発生し、かつ先ほど申し上げました合理的配慮を提供することについて、これはいわゆる企業等に義務づけられています。

これにつきましては文化芸術分野も全く同じ扱いとなりますので、その点につきましては、まず障害者雇用は進んでいく観点の中で、働き先の1つとして文化芸術分野が広がっていくことについては極めて重要と考えております。その上で、障害のある人が仮に文化芸術セクターでお仕事をいただくことが実現した暁には、先ほど申し上げました合理的配慮と呼ばれている考え方、これは障害のある人が直接的に実際の困り事、例えば目が見えないとか、耳が聞こえないとか、そういう状況が実際に感じられるのは本人になりますので、その本人の視点から文化芸術活動における、あるいは文化芸術セクターにおける合理的配慮の推進を進めるための例えばアドバイザリースタッフといった形の雇用の形態も1つの選択肢になり得るのと考えております。

以上です。

【河島部会長】 それでは次に落合委員、どうぞ。

【落合委員】 意外と近いテーマが多くて、今日は3回ともしゃべっていますが……。こんにちは。私は「耳で聴かない音楽会」をやったりとか、乙武さんを歩かせる乙武義足プロジェクトをやったりとか、障害プロジェクトの研究を五、六年続けているんですけども、そこで1つ御質問させていただきたいのが、我々聾者の方々や耳が聞こえにくい方々と一緒にプロジェクトをやるときに2点あるなと思っています。1個がテクノロジーによる解

決で、例えば字幕を出せるようなディスプレイだったりとか、マイクだったりとか、AIを設置したりみたいなことを各窓口にやったり、もう1個が、我々の場合はサイエンスコミュニケーターさんとか、障害教育だったりとか対話に入ってこなかったような人たちを登用して、今までと違ったアプローチで解説していただいたりとか、会話していただいたりできないかなみたいなことをやっています。2点あって、1点はテクノロジーによる解決という観点で、どういうテクノロジーへの要望があるかと、2点目はそういった相互理解のためにどういう人材を配置すればよろしいか、御紹介いただけるとうれしいです。

【又村常務理事兼事務局長】 御質問ありがとうございます。まずテクノロジーに関しては、今の落合様の活動は私どももウオッチしておりまして、いつもありがとうございます。

【落合委員】 いつもありがとうございます。

【又村常務理事兼事務局長】 例えば、耳の聞こえない方、聾者の方であれば、現在は御案内のとおり、電話リレー法と呼ばれる法律ができて、聾者の方は手話で、それを通訳の方が仲介して耳の聞こえる方には音声でということで双方向性が成り立つような、これはテクノロジーというよりは仕組みの問題ですけれども、こういったことが一つ法律の中で動いておりますし、最近では、皆様の中に御覧になった方もおられるかもしれません、いわゆる「OriHime」と呼ばれるテクノロジーを使い、全身性障害で御本人はお出かけすることが困難であっても、いわゆる分身ロボットという形で接客等をするという展開も現在見られるところです。

こういったことが今一般的に広まってきたんですが、福祉の分野では、実はそれ以外にも、例えば体の動かない方が視線で入力することによってコミュニケーションが取れる仕組みであるとか、あるいは重度の知的障害で自閉症の方もコミュニケーションボードといって、具体物を指さし、それを日本語の文法どおりに並べ換えて言葉で表すようなテクノロジー、こういったものが既に開発をされています。

こういった福祉用具と呼ばれる部分にも御着目いただいて、これを文化芸術の分野の中に取り入れていただくことによって、もう一つ今お話があったこれまでなかなか参画が難しかった障害のある方が文化芸術を創る場の中に入っていくということができるようになるのは非常に重要なポイントと考えております。

これが前段です。

【落合委員】 1個目の追加の質問なんですけど、日用装具とか日用補助具と言われてい

たような、今、例えば厚労省が支援を出しているような機械が各美術館、博物館等に常備されるような形態があるという考え方でよろしいでしょうか。

【又村常務理事兼事務局長】 まさにそのとおりです。今、福祉の世界では、日常生活用具、あるいは補装具という表現をされています。これはあくまで個人に給付をされる形になっているんですが、例えばこれを広げて文化芸術施設において、そういったコミュニケーションツールを導入する際に助成が出るとか、あるいはそれを給付対象にするとか、そういったことは大変有効ではないかと考えます。

【落合委員】 ありがとうございます。

【又村常務理事兼事務局長】 2点目、後段のお話ですけれども、一義的には、私ども障害者団体の立場では、障害のある人御自身が参画をすることができるのが最も有効ではないかと考えておりますけれども、他方で障害のある人もコミュニケーションに支援が必要であることは多々ございますので、そこはいわゆる仲介者という表現はあまりよくないかもしれませんけれども、そこで中に入っていわゆる通訳をするような立場の方が必要になると考えております。

これは文化芸術に限りませんが、ややもすると、1つ前のヒアリングを私ども拝聴させていただきましたが、飛び交う言葉が専門的であったりとか、あるいは障害のある人から見るとなじみの薄い言葉であったりします。特に私どもは知的障害のある人の団体なものですから、例えば知的障害のある人がそういった場に参画をしたとして、専門的な用語が飛び交う中で意見を言ってほしいと言っても、非常に言いにくい状況があるわけです。そういった場合に、御本人が発言がしやすくなるような支援者、あるいはもちろん聾者の方であれば手話通訳の方、聴覚障害の方であれば点訳等をする方、こういったマンパワーについても、テクノロジーとは別の次元で必要になるのではないかと考えております。

以上です。

【落合委員】 ありがとうございます。最後の御回答なんですけれども、我々も当事者研究というのが障害研究と同時に必要だということで、例えばサイエンスコミュニケーターのプログラムを決めるときは聾者の方に入ってもらったり盲者の方に入ってもらったりという、いわゆる当事者に通訳のように入っていただくことが非常に多いんですけど、そういった御指摘という観点でいいでしょうか。

【又村常務理事兼事務局長】 そういったことを進めていただくのは、障害のある人から見て、御自身の特性を理解した上で参画いただけるという安心感にも非常につながるかと

思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【落合委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。ほかにどなたか何かありますでしょうか。もしなければ次の団体に移りたいと思います。どうもありがとうございました。

【又村常務理事兼事務局長】 ありがとうございます。失礼いたします。

【河島部会長】 それでは次に、一般社団法人国宝修理装演師連盟より御発表をお願いいたします。今回は山本委員からの御発表と伺っております。山本委員、御準備よろしいでしょうか。

【山本委員】 大丈夫です。マイクはこのままでよろしいですか。

では始めます。画面のほうをお願いいたします。

国宝修理装演師連盟代表理事の山本です。本日はこのような場をいただき、誠にありがとうございます。私たちの仕事の紹介、現状と課題を理解していただくために資料を用意しましたので、2ページ目を御覧ください。

日本には1,000年以上にわたって受け継がれてきた貴重な文化財が数多くあり、次の世代にしっかり受け継いでいく責任があります。国宝修理装演師連盟は、国宝・重要文化財を中心とした「美術工芸品」の保存修理を専門的に行っている修理技術者の集団です。国から「装演修理技術」の「選定保存技術保存団体」に認定されています。専門は、主に「美術工芸品」の中の「絵画、書跡、典籍、古文書、歴史史料」と呼ばれている文化財の修理です。これらは、「掛軸」「襖」「卷子」「冊子」など、様々な形で装丁されています。そのほとんどは人の手から手へと地上で受け継がれてきた伝世品です。日本は、世界的にも伝世品を数多く持っています。

3ページ目をお願いします。

これらの伝世品の多くは、紙や絹という大変脆弱な材料で作られてたものです。500年、1,000年を過ごす過程で年を取り、弱り、傷んできたりしています。今在るほとんどの「文化財」は、過去の長い歴史の中で、一般的には50年から200年の周期で何かしらの「修理の手」が入っているからこそ今に伝世しているのです。ただ置いておくだけで残ってきたものではございません。

4ページ目をお願いします。

さらに、コロナの影響は、文化財修理にも及んでいます。例えば、国内外からの人の往来が難しくなり、お寺や神社、博物館・美術館に来られる方が減っています。貴重な文化財の

所有者であるお寺や神社の経済状態が悪くなり、これまで文化財の修理にかけてきた人的・財政的余裕が無くなっていると伺っています。また、美術館や博物館の活動の停止・縮小も大きく影響しています。スライドにあるように、当連盟の3社の売上げも、令和元年度と比べて表したのですが、1割から3割減少するなど、その影響を受けていると言えます。継続的な修理が危ぶまれている。ということ、御理解いただけたらと思います。

5ページ目お願いいたします。

文化財修理、特に装演文化財の修理についてお話しをしましたが、私たちが実際にこのような修理を行う中の課題点や、重要だと思っていることを3つにまとめました。1. まず、修理技術の継承、すなわち技術者を育成し、技術が次世代へ継承されていくという点です。2. 修理に必要な材料・道具を確保するという点。3. 最後に、普及啓発、つまり文化財の修理に対する社会への理解を促していくという点です。それぞれを御説明いたします。

6ページ目をお願いいたします。

まず、1. 修理技術の継承です。このグラフは当連盟の技術者数の推移を経験年数別に表しました。修理技術者数はこの10年ほぼ横ばいで、120人から130人です。一番下に黄色、経験年数1年から4年の若手技術者は、この2年で少し増えていますが、全体の比率は減少傾向です。技術者が一人前になるには約10年が必要です。人材育成には非常に多くの時間と経験値が必要なため、一度減少した技術者数をすぐに回復はできません。未来の修理技術者の「育成・確保」が大きな課題です。

私たちは、選定保存技術保存団体として、国からの補助金等も活用し、各種研修や資格制度等のプログラムを行っています。しかし、一人前の文化財修理技術者になるには、何よりも現実の「必要十分な修理を数多く経験できるかどうか」が最も大切ということを強調したいと思います。

7ページ目をお願いします。

次に、2. 私たちが用いる用具・材料の確保です。現在では、いろいろと便利な道具や接着剤などの材料もありますが、基本的には伝統的なものにこだわっています。何故なら、こうした伝統的な材料・道具によって50年から100年前に修理されたものが今実際に伝わっており、安全性が証明されているからです。

ただし、材料・道具は、私たち修理技術者で作ることはできません。作る人がいなければ私たちの仕事は成り立たないのですが、その方々の後継者不足が本当に深刻な問題になっています。生産者が1軒のみとなった事例も複数あるなど、強い危機感があります。文化庁

は、「選定保存技術」の選定等により材料生産への支援をされていますが、修理技術者の立場からも支援の拡充をお願いしたいと思います。

8ページをお願いします。

最後に、3. 普及啓発です。文化財の解体を伴う修理は多くの工程を経ますが、その際に、新たな発見が得られることがあります。修理中にしか分からない、これらの知見はきちんと記録を取り、所有者はもちろん広く社会に還元します。

スライドの「狩野永徳筆」の「檜図屏風」も、修理で分かった事実をウェブやパンフレットを通じて世界へ発信されました。この修理については、大変ありがたいことにバンクオブアメリカ・メルリンチ文化財保護プロジェクトからの助成もいただきました。このような発信を通じ、文化財の修理だけでなく、文化財そのものへの社会の理解が深まると思います。できるだけ多くの方に文化財の重要性、修理の必要性を御理解いただくことがより大切になってくると思います。そうすることで、文化財が適切に修理され、公開等を通じて活用される「文化財保護の好循環」が実現すると考えています。

9ページ目をお願いします。最後のページです。

以上、3点つの観点をまとめます。

1、修理技術の継承については、研修や実際の修理事業での経験を積んだ技術者育成の必要です。

2、材料・道具の確保については、修理に必要な材料・道具を保護し、それらに携わる後継者を育てること。そのためには、必要な研修や材料確保への支援が欠かせません。

3、普及啓発を通して社会の修理に対する理解が深まることで、適切な文化財修理が後押しされます。修理で得られた知見や材料・道具に関する情報発信も重要です。

文化庁では、昨年「文化財の匠プロジェクト」を決定し、文化審議会の企画調査会で、より具体的な議論を進めています。また、文化財修理のナショナルセンターとなる「文化財修理センター（仮称）」の在り方の検討も始まりました。私も両会議に参加していますが、より幅広い観点で議論している「次期基本計画」の検討に当たっては、文化財を次世代に守り伝えていくために欠かせない、先ほどの3つの論点も盛り込んでいただければと思います。文化財修理を適切に行うことで、政府方針の「教育普及」や「観光への文化財の活用」にも大きく貢献すると考えています。

御清聴ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございます。どなたからでも御質問をどうぞ。今、手が挙

がっているのは京都のほうですか。

【事務局】 西濱委員です。

【河島部会長】 どうぞ、お願いいたします。

【西濱委員】 非常に驚くべき報告を聞かせていただきました。今日の団体の皆さん全てに共通することなんですけれども、日本って、文化芸術とか、国宝とかいろんな文化に関して、清貧の思想というのか、貧しいことはいいことであるみたいなことがどうしてもあると思います。今日の舞台芸術、緊急事態ネットワークもそうですし、アートもそうだし、障害者の皆さんのこともそうです。

共通の観点から言うと、今回の衝撃な数字、国宝を修理する方々が今百三十何名しかいない、おびただしい数の日本の遺産に関して、それだけの方しかいないというので、言いにくいかもしれませんが、その人たちってどれぐらいの報酬で暮らしていらっしゃるのかが非常に興味があります。私ども文化芸術などもなかなか人に大声で言えるような報酬ではないので、素直にお聞きしたい。

もう一つは、連盟加盟の方々というのが東京、静岡、あと西日本に固まっているということになると、この百三十数名の方々が日本全国を網羅していて、すみません、手後れになることはないんでしょうか。それに関して、先ほどの報酬のこともそうですけれども、新しい後継者をつくっていくということ、材料の確保も含めた今後の見解というのか、要望というのを、ダイレクトにずばっとお聞きしたいところです。なぜなら、こういう国宝とか文化財というのは、様々なコラボレーションを可能にする基点になると思います。ここで何らかの催しが行われる、舞台芸術が行われる、人が集まる、インバウンドも呼ぶ、食とコラボレーションする、全ての基点になるような1つの可能性の宝庫だと思います。そういったところに関して、将来的なことも踏まえた危機感、あと具体的にこういうことをしたい、あと、お給料は大体これぐらいだとか、すみません、＝ ＝。

もう一つ、材料のこととか技師のことで言うと、例えば私が今の運営に関わる山形県の新しいホールも米沢織という米沢の伝統芸術を使っています。改修時期になる20年後、30年後には米沢織の素材も技術者もいなくなると言われています。今その継承が既にできずに消えていく事例というのが目先に迫っているという危機感を含めて将来展望とか要望とかをお話しただけならうれしいです。

以上です。

【山本委員】 まず、当国宝修理装演師連盟の場合ですが、報酬ですが、私どもの技術者、

職人と言われるような世界の中では、個々に違いもありますが、多くは、特に40年前ぐらいまでは住み込みという制度が行われていました。そこで仕事を覚えた後にはきちんとした報酬をもらえる会社も多かったと思います。その後、私たちが選定保存技術団体という形にいただいた後に、後継者の人材育成のために2つ行いました。まず私たちの給料を整える、公務員並みという言い方をしているのかどうか分かりませんが、基準となる給与額を決めるにあたっては、地方公務員や国家公務員の方々の基本給を調べ、普通に高卒、大卒で頂けるような給料を目指しましょうと。これから増えるであろう女性も同じ報酬で同じように雇おうと考えました。この2つが大きく功を奏したと思います。

文化財の保存修復の技術者を指そうと考える人材がこの世界を目指してくれるように頑張ろうと。その考えに賛同してくれた者が、今10社集まっているという形ですので、いろいろ苦労しながらもそれを目指し、またそれを達成し、頑張ってきました。それによって、何とか後継者を維持している、そういうふうな団体です。

それから、文化庁の文化財指定は、毎年増えています。しかしその修理は間に合っていない。傷んできているのが見えてきても……。実は病気と一緒に軽症のうちに、中程度のうちに修理をすれば、修理も安全で、期間も短く、お金もかからないということがありますが、重症患者になってから運び込まれることがあります。また、国宝や重要文化財に指定されているものは優先されるのですが、自治体指定のものは遅れやすいです。

実は、選定保存技術団体としての仕事はあると言いながら、私たちは、国宝、重要文化財の仕事だけでは経営できません。国の文化財修理の予算が少ないからです。国に予算があっても、文化財の修理の補助率は大体半分で、あとは地方自治体の補助や、所有者の自己負担です。コロナの影響もあり、地方自治体も所有者も補助していただけない分の幾らかが払えないが出てきています。国も修理しようとしているんだけど、お金がないから進んでいない、私たちとしては仕事がないということがあります。

選定保存技術団体と言われている私達の裾野に、もっと多くの技術者がいます。一般の美術品を扱う表具師や、そこを目指す若い方もおられます。本当に幅広い仕事がないとやっていけない。その様な一般の美術品を修理しているところと私達が入札などで競争しないと私達の会社も経営していけないような状況が、コロナの前から続いています。

【河島部会長】 山本委員、申し訳ありません、今一度ベルが鳴りまして、もう1人松田委員から手が挙がっているので。松田委員、短めに御質問をお願いいたします。

【松田委員】 松田です。くしくも今山本委員のおっしゃっていたことに重なるんですけ

れども、今回の資料の6ページ目で示していただいた連盟の修理技術者推移の推移だけを見ますと、むしろ112名から137名に増えているように見えますので、現在の苦境をもう少しうまく見せる術がないかと考えました。

恐らく問題は、連盟に所属している修理技術者数の推移だけではなくて、今おっしゃったように町の表具屋が潰れていくことや、そもそも我々の家の中からも床の間がどんどん減っていること、すなわち日本の生活文化が変化している、それがあってピラミッドの底辺が小さくなっているから上も弱ってきていることだと思います。

ですので、今回、分科会の企画調査会の資料で文化財修理センターが書き込まれていて、これは5年の基本計画に書き込まれるので追い風だと思いますけど、それだけではなく生活文化自体が変わって危機的な状況にあるというストーリー展開にしたらいかなと思います。そういうことをお伺いしようと思ったんですけど、時間もないでしょうし、もうおっしゃって下さいましたので、コメントということで大丈夫です。以上です。

【山本委員】 ありがとうございます。そのとおりです。私もいっぱいしゃべりたいけど、一応ここで止めます。また次の会議の中でお話する機会もあると思います。

【河島部会長】 ぜひそのようにお願いいたします。それでは、今日の発表としてはこれで終わらせていただきまして、次の団体に移りたいと思います。

最後になるとは思いますけれども、公益財団法人全国書美術振興会、高木様よりよろしくお願いたします。お待たせいたしました。

【高木代表理事・理事長】 よろしくお願いたします。ただいま御紹介いただきました公益財団法人全国書美術振興会の代表理事、理事長を務めさせていただいております高木聖雨です。今日はよろしくどうぞお願申し上げます。また、本日はこのような重要な場を設けさせていただいて本当にありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。全国書美術振興会は、書道界にたくさんある会派を超えて展覧会などを開催している団体であります。本日は、書道界全体の動きや意見を踏まえてお話ししたいと思います。

2ページを御覧ください。

書道は、現在の暮らしにおいては、正月や学校や地域で行われる書き初めや冠婚葬祭の際の毛筆による記帳など、生活に根づいた日本の伝統文化と言えます。このような書道の重要性が認められ、昨年登録無形文化財の第1号となり、関係者は大いに喜ぶとともにさらなる書道の普及・発展を目指しております。一方で、手書きの機会が著しく減少しており、書道展などの鑑賞の機会も新型コロナの影響で中止が相次ぎました。書道界としては、我が国の

伝統文化の象徴である書道を従来にも増して継承，発展させなければならないと考えております。

3ページを御覧ください。

書道人口の推移でございますが，2010年には530万人であった書道人口が2020年には半数以下の220万人となっており，この約10年で大幅な減少を見せております。

4ページを御覧ください。

書道人口が大幅に減少している原因としては，パソコンやスマートフォンの普及により文書を手書きする機会が大幅に減少したこと，書道人口の多くを高齢者が占め，若者が少なくなっていることが考えられます。そのため，今後，書道人口の減少により書道が衰退していくのではないかと，また少子高齢化がそれに拍車を加えるのではないかと，書道界は大変な危機感を抱いており，様々な取組をいたしているところです。

5ページを御覧ください。

各会派を超えて書道界全体を見据えた活動をしている団体の取組を紹介いたします。全国書美術振興会は，様々な会派の書家による「日本の書展」を東京，大阪，名古屋，九州各地で開催しております。また，10歳以下の子供を対象とした体験イベントも実施しております。

6ページを御覧ください。

日本書道文化協会は，登録無形文化財となった書道の保持団体であり，シンポジウムと特別揮毫会の開催や高校への会員書家派遣事業，ストリートピアノの書道版である「街なか書道体験」を実施いたしております。

7ページを御覧ください。

書写・書道教育推進協議会は，学習指導要領の内容の充実や教員研修の実施などに取り組んでおります。日本書道ユネスコ登録推進協議会は，書道をユネスコの無形文化遺産に登録するための様々な活動を行っており，次のユネスコへの提案候補をぜひ書道にしていきたいということが書道界全体の願望となっております。以上のような取組を行っていますが，一方で課題も生じております。

8ページを御覧ください。

学校で毛筆を使う授業は，小中学校では国語の中の1領域である書写となっており，高校では芸術教科の一つと位置づけられており，学習指導要領で標準授業時間が設けられていますが，小学校から中学校と学年が上がるにつれて書写の授業時間が少なくなっています。

高校では、書道は芸術教科の選択必修科目4つのうちの1つとなっております。

9ページを御覧ください。

課題ですが、ただでさえ少ない書写の授業が標準授業時間どおりに行われていない実態がありますので、各学校で学習指導要領どおりに確実に授業を実施していただきたいと思えます。また、総合学習の時間などに書道を行ったり書道展に行くという体験活動も行っていたいただければと思います。

この際の指導者の確保については、各地の書道団体や書家によって十分に対応可能であると思いますが、どの学校がいつ指導者の派遣を求めているのかを書道団体側が知るのには難しく、学校側も派遣の依頼先を知ることが難しいと思えます。そのため、学校と書道団体の間をとりもっていただき、アレンジしてくれるような仕組みを整えていただくことを切望させていただきます。

10ページを御覧ください。

人生100年時代を迎え、余暇として書道を学びたい人や、デジタル環境の中で書道により心の平安を取り戻したい人も多いと思えます。このような人たちが書道を気楽に体験できる取組として「街なか書道体験」という事業を開始しましたが、課題も生じております。体験スペースを常設する場合には監視する人をつけることを求められますが、このような人員配置は難しく、また書道だけの体験スペースを設けても、準備が大変な割には多くの一般の方々も体験してくれるわけではありません。

要望として、日本の伝統文化に興味を持っている人たちが様々な文化体験ができるよう、書道やその他の文化団体の出展による体験ブースが設けられたイベントが各地区で開催されれば、日本の伝統文化全体の普及に役立つのではないかと思います。このようなアレンジを行っていただける仕組みの構築をぜひ検討いただければと思います。

以上、日本の伝統文化の象徴の1つである書道を実際に体験できる仕組みを学校や一般社会において、ぜひ構築していただければと思います。

以上、御清聴、誠にありがとうございました。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思えます。委員の皆様、何か質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。京都のほう、山本委員ですか、どうぞ。

【山本委員】 山本です。私たちの仕事と少し関連する部分からしか見えないんですけど、書道をされるときに、伝統的な材料としての紙、墨、硯、筆というものは、十分な供給、

それから安定した品質の良いものが、今自由に十分手に入る状態なのでしょうか。

【高木代表理事・理事長】 お答えします。ありがとうございます。供給につきましては、2008年に中国が無形文化財に登録されました。それによって中国では、小学校、中学校において、過去は必修でなかったんですが、2008年から必修となりました。その影響で、中学校、小学校で1億、2億の人口だと思いますけど、その人たちが筆を持つ、墨を使うということによって、日本へ筆の毛が輸入されない状態になっていると思います。そういった面では、筆、墨に関しては危機感を持たないといけないと思います。

また、もう一つは、先ほども申し上げましたけど、少子高齢化ということで書道人口が本当に激減しております。そういったことで、書というのは紙をたくさん使って技術を高める、技術を継承するということが重要なことで、人口が減ったことによって紙の需要、墨の需要等が減って、書道用品屋さんが非常に今困った状態であることは間違いないと思います。

【山本委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 ほかにどなたかいかがでしょうか。

【事務局】 石田委員が挙手されていらっしゃいます。

【河島部会長】 石田委員ですか、どうぞ。

【石田委員】 聞こえますでしょうか。

【高木代表理事・理事長】 はい。

【石田委員】 書道は私も小中高と接してまいりました。腕が上がったかどうかは別ですけども、墨の匂いですとか、そういったことに子供の頃から親しんできているわけです。これは、皆さんが同じ状況だと思います。一度は必ず書道を体験するわけですよね。それを教えていらっしゃる先生方も必ずいらっしゃるということを踏まえて、教育ということと教育以外ということで2つお聞きしたいと思います。

教育現場との連携につきまして、教師と連盟との関係性というか、接続というのがどうつくられているのかをお聞きしたいです。

教育以外について、文化庁で書道をテーマにお話しするというのは、アートとして書道を位置づけることも必要になるとは思いますけれども、書道の世界だけではなくて、例えばDXですとか、アートの可能性を広げる技術的なこと、他分野との連携、そういったことに関してどのような展望を持っていらっしゃるか、その2点をお聞きしたいです。

以上です。

【高木代表理事・理事長】 ありがとうございます。現場との関係性ですけど、先ほども

申しあげましたとおり、小学校の書写の授業、中学校の書写の授業が年間30時間、20時間と定義づけられているんですけど、なかなか書写の時間に向けられてない、他科目への転換が行われている現状で、我々はそれをカバーするために、我々の書美術振興会、並びに各書道団体もろもろ多くが小学校、中学校に自ら派遣して書写教育を充実させるために努力をしている段階です。

もう一つ、アートとしての捉え方ですけど、小学校、中学校に書写教育では文部科学省が決めた正しい書き方ということで行われていますけど、私が今関係している日本芸術院で「子供夢・アート・アカデミー」という事業では、我々が小学校、中学校に派遣をされて、そこでは、書写教育のように国で決められた文字を正しく書くのではなくて、小学生、中学生に実際の作家がどのような作品づくりをしているのか、それを小中学校に出向きまして、実際にそれを書いて見せて、書道のアートがどういうものを理解してもらう運動を文化庁を通じてやらせていただいていますけど、ほかに自主的に個人団体であるとか、書美術振興会の団体であるとかがかなりの多くの場面で実施させていただいています。

他分野のアートとのコラボで申しますと、今盛んに行われている高校生のパフォーマンス書道では、書と音楽、踊りとがタイアップした非常にユニークな催しが行われています。書道にとって非常にありがたいことに、これによって高校生の書道部員が飛躍的に増えました。そういった面で、他分野とのコラボというのも非常に大切なことだと思っており、今後そういう方向に向けて頑張っていきたいと思います。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。

【高木代表理事・理事長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 私もコラボの高校の部活動というのをテレビのニュースで見たことがあってびっくりしました。面白いと思いました。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 御発表ありがとうございました。学校のコラボというのはすごくよく分かって、今後も何とか維持していければということは分かります。私は地方自治体の文化行政などを研究している中で、各地域に書道連盟などがあって、何らかの形で地方自治体が細々かもしれませんがそういう書道連盟などを支援している実態というのがこれまでであったと思います。今の御発表などを伺って、そういう地方自治体の支援は今どうなっているのかをお聞きしたいと思いました。つまり、これまでやってきたものが十分に機能していない状況なのか。あるいは、実際にはそんなにやられてない状況なのか。いろいろな支援の形を探し

ていかなければならない中で、学校の外での支援というものが必要なのではないかと思います、お聞きする次第です。

【高木代表理事・理事長】 ありがとうございます。書道が衰退しているということを発表の中で述べたわけですけど、実際に地方自治体においては、私が知っている限り、全ての県において、県主催であったり、それから県にある新聞社による書道コンクール、書き初め大会等が行われている状態だと思います。そういった意味では、書道県議会連盟のようなものをつくっていただいている県もありますし、とにかく捨てたものではなくて、各県の自治体が書道文化に力を入れてくださっていることは間違いないというふうに私は思っています。

【小林委員】 ありがとうございます。

【高木代表理事・理事長】 ありがとうございます。

【河島部会長】 それでは、結構いい時間になっておりますので、こちらの団体についてはこれで終わりということで皆様よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【河島部会長】 では、高木様どうもありがとうございました。

【高木代表理事・理事長】 どうもありがとうございました。

【河島部会長】 それでは、皆様お疲れさまでした。これで終わりなんですけれども、この場で何か御意見、御質問等ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 鈴鹿委員が挙手されていらっしゃいます。

【河島部会長】 どうぞ。

【鈴鹿委員】 すみません、時間ぎりぎりのときに。今全体の流れをざっと聞かせていただいている、もし第1回の会議などで似た意見が出ていたら申し訳ないんですけれども、大きく分けて2点、感想のようなものと、もう一つ文化庁の皆様への質問も兼ねて発言いたします。

まず1点目なんですけれども、皆様の質問を聞いていまして、先ほど御意見が出ました文化というのは清貧が求められているような部分が昔はあったのではないかとこれは確かに感じましたし、ただそれだけではやっていけないので、それに対して収益のアップというのは絶対に必要だと思います。

その中で、実際アートフェアのようなものが本当に必要だと思うのですが、少し気になったのがアートフェアなので、売られている物、売っている物は本物のアートで、海外のラグ

ジュアリー層の方を引きつけるのには成功していると思いますが、昨今、「海外から見た日本」のような演出が少し増えている気がします。

全く新しいアートというのはそれはそれでいいことだと思いますが、全く新しいアートでも日本のトラディショナルなアートでもなくて、何となく日本のトラディショナルっぽいけれども新しそうなものというのが目立つ気がします。私自身は、アートというか文化というものが日本の生活の中で生きているというのが大事だと思っているので、トラディショナルなものはトラディショナルなものとして海外の方に受け入れられるのか、それとも収益をアップさせるためにラグジュアリー層の方を引きつける——恐らくアートフェアをされている2番目に発表された方とかは相当やり手の方なので、分かった上でそういう演出をされていると思うので、これは別物と考えたほうがいいのか、これからの文化を考えるとという方針策定に当たって、どう位置づけたらいいのかを疑問に思ったことが、感想も兼ねて1つです。

そして、2点目、これは文化庁の方への質問につながるんですけども、最初の発表の方にあったように、DXとかの導入が本当にこれから必要ですし、また見て、入り口にして、そこから劇場に足を運んでいただくということは本当に大切になってくると思います。

ただ、それに加えて体験するというその次の一步がないといけないと思いますけれども、一般的な日本の家庭には気軽にアートを買う方が海外に比べて少ないのではないかと。また、気軽にコンサートに足を運ぶ方も限られている気がずっとしております。

特に、アートの場合、投資以外ではまず美術品を見ることがベースになってくると思いますが、私自身は京都の国立博物館の評議員をしまして、また東京の新国立美術館でも評議員をしていたんですけど、そこでいつも質問しています。海外の美術館などに行くと、結構子供たちや美大の学生さんたちが来て、そこで作品の模写などを行っている光景がたくさん見られますが、日本では美術館でもお寺でも、恐らくそういうことをしたら、私も以前1回メモするのに鉛筆を取り出しただけで係の方が飛んでこられて、筆記具はしまってくださいと言われてしまいました。「これいいな」と思ったもののメモもできない状態では、将来、絵とか音楽とかを好きになる機会を減らしているのではないかと危惧をしていました。

そこで、博物館などでそういう発言をしたら、日本では国の方針でそれは無理なんですということだったんですけど、これは今後、美術に関心を持つ層を育てていくために、日本として、文化庁さんとして変わらないのかどうか。私自身、今、娘が3歳で、それで美術館に行くことも——連れてはいますが、日本の美術館って気を遣うので、そういう面を変

える方針というのがあるのかどうか質問させていただきたいと思いました。

【河島部会長】 鈴鹿委員，ありがとうございます。これは文化庁が方針ということ……。具体的に，例えば館内で子供はこうしなければいけないとか，模写はしてはいけないというふうに文化庁が方針をつくるものでもないんですけど。おっしゃっている具体的な内容をこの場で議論することは難しいと思いますけれども，この基本計画の中で，子供がより文化・芸術に親しむ，子供の頃からそういう習慣を形成するにはどうしたらいいだろう，それが非常に必要だということは大きい方針として恐らく入っていくと思いますし，それが各館の対応なり美術館や博物館での現場の在り方に反映されていくであろうし，そうあってほしいと思います。今おっしゃったことというのは，そういう形でこの会議に反映していけたらなって思いますけれど，いかがですか。文化庁の皆さん……。

【鈴鹿委員】 ありがとうございます。そうですよね。文化庁さんの中で決められているというのは，私も博物館に聞いたとき国の方針でと聞いたので，どこがどういうふうに決めてそうになっているのかよく分からなかったんですけど。前回の会議でどなたかからの御発言にもあったかと思えますし，また今回いろんな話出てきましたけど，書道とか国宝の維持についても，そもそも今子供である次の世代の人が関心を持たないと全部消えてしまうという危惧を持っていますので，そここのところで子供のうちからというのをぜひ盛り込んでいただきたいなと思っての発言でした。

【河島部会長】 ありがとうございます。それは誰もがひしひしと感じていることだと思いますし，本当は割と賛成を得やすいところなんですね。子供のための文化政策として何が必要だと思いますかということアンケート調査すると，子供のときから鑑賞の機会を増やすことだというのは非常に賛同は得やすいんですけども，ところが実際あまりそういう方向に動かないというのはどういう問題があって，課題としてはきっちり入れていくことになると思います。御意見ありがとうございました。

ほかに何かおっしゃりたいことある方いらっしゃいますでしょうか。時間も大分オーバーしまして，あしたも7団体から聞くという長丁場になりそうですので，もし特になければ。

今日とこの後の2回はヒアリングでして，そのときこういうふう感じたことというのは本当はとても大事で，私たちの間でぶつけ合う機会が必要だとは思いますが，予定としてはヒアリングをたんとんと粛々と進めて，それが終わったところで自由な意見交換の場を設けるといふか，そういう回になる予定です。

明日は，このように1，2，3，4，5，6，7と本当に厳しい午前中となりそうですが，また

よろしく願いいたします。

では、事務局のほうにお返しします。連絡事項等よろしく願いいたします。

【事務局】 委員の皆様ありがとうございました。明日23日火曜日10時より、共有させていただきますように、7団体の文化芸術関係者よりお話をお伺いする予定です。

十分に質問いただけなかった点ございましたら、事務局まで遠慮なくお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。明日は改めまして同じ設定で10時からとなります。本日もありがとうございました。明日もよろしく願い申し上げます。

— 了 —